

した。仕事を拒む浮浪者達はVなる文字の焼印を捺されて、二ヶ年の奴隷に處せられ、之れを欲求する者に引き渡された。彼れ等が其の期間内に逃走した場合には、彼れ等は頰にSなる文字を焼印せられて、終身の奴隷に處せられた。再び逃走せんとするとき、其の刑罰は死刑であつた。浮浪者の小供にして五歳より十四歳迄の者は、其の欲すると欲せざるとに論なく、彼れ等の母又は他の養育者から引き取られて、女は二十歳迄、男は二十四歳迄奴隷となすを得た。だが二年の後(一五四九年)、之れ等の良好な且つ健全な法律が實行されざることが判つた。それは之れ等の法規の或るものが嚴重に過ぎたが爲めであつた。斯くて以前の時代の一層穩和な手段が再び採用されたのである。併し之れ等の穩和な手段は費用が掛かつた。茲に於いてか強制徴税の制度が漸次擡頭して來たのである。若し救貧金を與へることが出来る者にして之れを頑強に拒む場合には、教區牧師と教會委員とが穩かに彼れを勸告した。そして若し彼れが説得されない場合には、僧正が出掛けて説教を聞かして寄附金を出さしたのである。併し乍ら、之れ等の條令はメーリの治世及びエリザベス治世の初期に於いて繰返されたけれども、僧侶の穩かな寄附勸告は人民をしてその資力に應じて救貧金を出さしむるに足りなかつたものらしい。之れが爲めに(一五六二年)、若し教會委員や僧正が説教しても尙ほ毎週救貧金を出すことを拒む場合には、僧正は十磅の刑罰の下に次ぎの會合に出頭することを命じた。そして裁判官は此所で再度穩かに寄附金の納付を勸告した。併し若しそれでも彼れが肯せざる場合には、彼れの支拂ふ

可き金額を指定して徴税し、而して彼れが其の指定額や未納殘金等一切を支拂ふ迄牢屋にぶち込んだのである。所が十年の後に、救貧規定は再び嚴重となつた。而して乞食は初犯に於いては鞭刑に處せられた上、周圍一時の鐵棒を以て右の耳の軟骨を焼き通された。第二犯に於いては重罪人の判決を受け第三犯に於いては死刑に處せられた。

斯くて、處罰の嚴重は現實の貧乏の前には恐怖を懐かしめるに足らざること、及び無頼や犯罪を終熄せしめるの第一歩は餓死と法律の侵犯の外何等取る可き道なきが如き斯かる極端なる貧乏に對して對策を講ずることであることが、終ひに認められるに至つたのである。

斯くて吾々は第二期に到達する。第二期に於いてはエリザベス大條例(一六〇一年)が支配的である。一世紀半の間此の條例は適當に施行せられ、其の効果も大體に於いて良好であつた。之れに含蓄されたる原則は 一 跛者、無能力者、老朽者、盲者及び其の他仕事する能はざる貧民の救済と、二 保育能力なき者の小供及び生計を立つ可き普通の又は日常の職業なき者に仕事を世話すること、である。之れに要する資金は教區牧師等各住民の強制課税に依つて支給された。併し親子の相互責任及び祖父と孫との相互責任は認容されたのである。各教區はその區内の貧民に對して責任を有した。

地方的管理及び地方的課税の原則は直ちに諸々の困難に導いた。貧民は彼れ等が最もよい取扱を受ける教區へ集つた。そこで此の弊害に應じて施行されたのが定住法である。之れ等の法律の歴史は原

則の發展と規定の回避との双方に對して興味があるが、併し餘りに複雑に過ぎて茲に詳論することが出来ない。だが一六九一年の條例は、それが第三期の弊害の多くのものを生ぜしめたる一の原則をば偶然にも誘入したが故に、重要なものである。其の目的は、詐欺的の監督者が適當と考へるが如き救済を與へること従つて税を擴張することから彼れ等を防ぐことであつた。夫れ故に、教區員集會に於いて登記簿を作成しなければならなかつた、而して一人の裁判官の權威に基くか又は法廷の命令に依る以外には何人も四季會合に於いて救済を受けることが出来なかつた。約三十年間に於いて(一七二二年)、ジョーヂ一世の條例は、瑣細な口實に基く如何なる受救申込者に對しても裁判官が救済を命ずる習慣の生じてゐたことを示してゐる。夫れ故に、教區は單獨にて又は組合つて、貧民を收容する爲めの仕事場を設置すること、及び此の試査を拒む者は教區救済を受けるの資格なきことが規定された。此の規定の直接の效果は良好であつた、そして經費は減じた。併し漸次に同一の弊害が復活した(10)。

第三期に於いては、原因如何を問はず總ての貧困並ひに積極的赤貧を救済することを以て支配的原則とした。仕事場試査は放棄された。仕事場は單に老朽者や病人や無能力者の貧民院となつた。ギルバート條例(一七八二年)は新制度の萌芽を含有するものとしてとつていゝ。此の條例の規定せることは、貧民救済委員が、仕事を爲すを得且つ仕事を欲する何人にも其の能力に應じた且つ其の住所に近き職業を給與すること、斯かる職業が得られる迄彼れ等貧民を適當に維持給養すること、斯かる仕事

10, Henry Filding, Proposal for making an Effectual Provision for the Poor 参照。

に依つて儲けたる金銭を受取り且つ其か許す限りの貧民維持に其を當て且つ不足あらば其の不足を埋め合はすこと、また萬一餘剰が求めた場合には其を儲けたる者に與へることであつた。

同一の原則は、地方的にスピーンハムランド法令として知られてゐる有名なパークシャー麵麩尺率(一七九五年)に於いて實行された。此の計劃に従へば、勞賃は麵麩の價格と勞働者家族の員數とに應じて制規さるべきであつた。

此の制度より生じたる弊害は一八三四年報告の詳しく記述せるところである。之れに據れば、検査を受けた管區の多くに於いて、エリザベス條例第四十三條に勞働の出来る併し何等毎日の職業なき少年及び成年をば就業せしめる爲めに使用せしめざる旨の規定あるにも拘らず、救済資金は條文の趣旨然り該法律の精神に反したる目的且つは勞働階級の道德及び全般の福祉を破壊するが如き目的に使用されたのである。

其の大弊害は種々なる理由に基いて能働體の貧民に給與されたる院外救恤であつた。時には此の救恤は實物にて與へられた。此の場合に於いて、其は食物の形態をとることが稀であつた、燃料の形態を取ることは一層稀であつた、衣類就中靴の形態をとることは尙ほ一層稀であつた。然らば何んな形態を取つたかと云ふに、その最も普通なる形態は全くの無賃子か又は家賃割引にて居室を給與することであつた。貨幣形態に於ける院外救恤は尙ほ一層行はれた。而して其れは異なりたる五つの手段

に依つて達せられた。第一は、労働をさせざる救恤であつた。之れに依り、或る處に於いては能働體の青年が一週三志を受けた。そして彼れ等青年は之れに補充するに様々な種類の劫奪を以てした。だが、一層普通なる計劃はもう少し多額の金を與へ且つ受救者を一定の場所に座らしめて何もなさしめず又は一日數回點呼に出頭せしめることであつた、又は遊惰を娛樂的或ひは有利的たらしめないと考へられたる他の何等かの工夫が採用された。次ぎは、手當支給制度であつた。此の計劃に依り、其の區内の平均勞賃を受けてゐる者は尙ほ此の上に、小供の人数を標準として又は麵麩の價格に應じて一定金額を教區から貰つた。其の觀念は相當なりと考へられたる安樂の標準にまで勞賃を高めることであつた。巡視制度に依り、財産所有者は教區の定めたる勞賃にて受救者を雇用しなければならなかつた、而して雇主は彼れが一定金額を越えて前貸したる總ての金を救貧税のうちから支拂はれた。記録にある或る場合に於いては、労働者は雇主から一日一片ペンを受けとり、其の殘餘は教區から受けたと云ふ。時には教區は直接に労働の雇用を試みた。之れはエリザベス條例の原則であつた。該條例に據れば、救恤を受ける者は無能力者にして然かも仕事をする者に限られたのである。併し此の種の救恤は實際上最も稀なものであつた、そして之れが採用されるや重大なる弊害に導いたのである。或る教區にありては、貧民は獨立労働者よりも高い率にて支拂はれることが彼れ等の權利であると云ふ觀念を懷いてゐた、而して其の權利は認められてゐた。また或る所に於いては、獨立労働者が一生懸命働い

て一週僅かに十二志をしか儲けることが出来なかつたのに、貧民は正常の労働を以てして十六志を入手したと云ふやうな馬鹿氣た話がある。

最後に、労働救済税制度があつた。之れに依り、人民はこの財産に應じ又は他の何等かの割宛標準に應じて、彼れ等が労働を要すると要せざるとに論なく、一定の労働者を雇用し且つ之れが支拂をしなければならなかつた。上述の報告の一般的結論に云ふ。健康體の貧民に對する院外救恤は其れ自體に於て殆んど無限擴張の諸要素を包含してゐる。然かも其の擴張たるや終ひに其の税源を涸竭せしめるに至る呈のものである。受救を申込むの羞恥心は程なく衰へて消滅して仕舞ふ。眞實の貧困を驗査する手段は何もない。無限の掠奪に對する餘地が存すると。一の場合を引用しやう。コールズベリーに於いては、貧民維持の失費は極めて莫大の高に達し、爲めに地主はその賃子を放棄し、小作人はその小作權を放棄し而して牧師はその寺領地及び十分一種を放棄するに至つた(11)。土地價値の全部は吸収された、而して教區長は能働體の貧民の間に土地を分割すべきことを勸告し、且つ救貧税の援助と諸他の教區からの助力とに依つて二年のうち老朽者と無能力者以外の貧民全部が自活の出来また自活を欲するやうになることを希望した。他の多くの側に於いても、救貧税は總賃子の半分以上を吸収し然かも尙ほ且つ急速に増加しつゝあつたと云ふ有様である。

然かるにも拘らず、該制度の結果は有害であつた。先づ労働雇主の場合を取らう。農業にありては

農夫は直ちに且つ直接に其の弊害を感じた。蓋し、労働者は勞賃が労働の價値に依存するに非ずして小供の數に依存することを知るが故に、労働に對して毫も刺戟されなかつた。而して熟練や正直や出精や其の他の善良な性質は消え失せて之れ等と反對の罪惡が優勢になると云ふ傾向であつた。報告の記すところに據れば、労働者達は常に勤勞に對して不適當たりしのみならず、また積極的に農夫に敵對したと云ふ有様であつた。

製造工業にありては、該制度の結果は異なつた。機械を使用せるが爲め、監督に依つて必要な能率を保持することが出来た。就中多數の少年工を使用し且つ支拂が屢々出来高拂仕事であつたことは其の工場に取つて有利であつた。されば、此の場合、貧民を雇用せる工場はその競争者よりも安い商品を呈供することが出来た、従つて之れが爲め獨立の雇主を害したのである。而して製造工業の全部門は商業の道程を辿つたのではなしに貧困の道程を辿つたものであると云はれてゐる。

併し乍ら最も甚だしく苦められた者は労働者とその家族とであつた。先づ第一に、救恤を受けざりし獨立労働者は失業と勞賃引下げとに苦しんだ。貧民が第一番に仕事にありつきの權利を有してゐたとして若し少しでも貯蓄をしてゐたならば、其の労働者は屢々仕事を得ることが出来なかつた。事情斯くの如くであつたが故に、無手法な浪費が大に行はれたのである。第二には、救濟を受けた者は程なく極端に惰落するに至つた。獨立労働者は其の儲け高が一層少なかつたけれども、然かも彼れ等

の生活様態は一切の場合に於いて貧民の生活様態とは著しく違つてゐた。院外救恤から現實に結果したる惰落は私生兒法に依つて一層其の度と範圍とを加へた。

此の報告の直接結果として現はれたのが即ち救貧法修正條例(一八三四年)である。此の條例は第四期を支配してゐる。「生命を維持するに必要な物の不足から何人も死滅の苦みを受くるに放任さる可きではない、併し同時に、若し彼れが公共の失費を以て維持される場合には、彼れは公共の福祉と最も合致すると思はれる條件にて斯かる支持を受けるを以て満足しなければならぬ」と云ふのが該條例の基礎をなす原則である。之れが意圖せる目的は、第一には、先行救貧法の悪用に依つて結果したる遊惰、不勤儉、及び惰落から社會の大衆たる労働階級を救ひ上げることであり、而して第二には、直ちに其の弊害の進行を停止し以て地主及び家主の負擔を減ずることである。夫れ故に、新法律の指導原則は貧民の地位をば獨立労働者の地位よりも劣等たらしめることであつた。之れ等の目的は相當に實現されたのである。

第八節 團 結

アダム・スミスは述べて云ふ「常に且つ到る處親方達は、現實率以上に勞賃を上げざらんが爲め、一種の暗黙の併し不斷且つ劃一の團結をしてゐる」と(12)。彼れの筆をとつた時代に於いては、親方

達の公然の團結は許されてゐたが、併し勞働者達の團結は禁ぜられてゐた。而して其の禁止は一八一〇年に至つて一層嚴重となつた。勞働者の團結を法律に依つて禁ずることは古い本原を有してゐる。而して「團結は常に壓制に對する弱者の避難所である、丁度競争が強者の喜びと同じである」とのブレンターノの假設は自然的であり且つ暗示的にして、假令歸納的の證明を樹立するには充分ならずとも、歴史から多くの例證を得てゐる。古代に於ける奴隸の暴動、就中羅馬諸州に於る大奴隸戦争、中世期に於ける農民一揆——例へば英國に於けるワット・タイラーの叛亂(一三八一年)や佛蘭西に於けるジャックリー(一三五八年)の如し——は強者に對する弱者の大規模團結の事例である。一八二四年に至る迄は勞働者の團結、勞働者の組合は禁ぜられてゐた。一八七一年の勞働組合條例に至つて以前の立法原則は放棄されたが、併し一八七五年の雇主・勞働者條例に至るまでは尙ほ勞働團結壓迫の痕跡は残つてゐたのである。

現代の勞働組合は勞働者の自發的な結社にして、其の目的とするところは、勞働者相互の助力と保護とを達成し、而して一般に最有利なる勞働條件を確保することである。此の事は勞働組合の首位の且つ根本的の目的にして、勞賃の引上げ又は勞賃引下げ防止や、勞働時間の短縮又は勞働時間延長の反對や、或ひは雇用又は解雇の方法及び仕事の様態に關する一切の事項の制規等之れ等總てに對する凡ゆる努力を含有してゐる。組合の活動範圍は勞働者の勞働及び勞働者の日常生活の福祉に關係する

殆んど一切の細點にまで擴張されてゐる(13)。約言すれば勞働組合の目的は勞働量を減じ實質勞賃を増加し、而して掛引をするに當つて雇主の勢力に比し勞働者の勢力を強めることである。之れ等の目的が常に密接に關係してゐることは既述の通りであるが、其れ等の各に關して、單一の勞働者は原則として雇主に比し不利の立場にある。斯く不利な立場にある主たる理由はアダム・スミスの述べてゐるところである。曰く「地主や農夫や工業雇主や商業雇主は、よし一人の勞働者をも雇用せずとも、彼れ等の既に得たる資本にて一般に一年又は二年の間生活してゆける。然かるに、多くの勞働者は雇用されずには一週間も生活することが出来ない、また雇用されずに一ヶ月生活出来る者は少數である、而して仕事なしに一年間も生活出来る者は極稀である。長期に亘るに於いては、勞働者が雇主を必要とするが如くに雇主も亦勞働者を必要とするであらう。併し其の必要は斯く急要ではない」と。

貨物としての勞働の價値に及ぼす勞働組合の影響を適切に吟味するには、常に利潤論の知識のみならず又價値論の知識をも必要とするであらう。だが、茲では「乙が甲に繼起するが故に乙は甲の結果なり」との單純な謬論に陥るの危険を指摘するは有用である。第一には、勞働組合の發達と相並行して、貨幣勞賃就中組合の最強力なる熟練勞働の勞賃をば騰高せしむる傾向のありし多數の重要原因が作用してゐる。例へば、機械適用上の莫大な改良や外國市場の大擴張や、また勞働の雇用を競争すべき資本量の急速な増加があつた。眞理は、勞働組合が高々僅かに勞賃に影響する一要素たるに過ぎぬ

こと之れである。第二には、組合が全く存せざるか又は假令存しても僅かに微弱なる勢力をしか有せざる様々な階級の労働の賃銀、例へば家庭召使や農業労働者——現代英國に於ける員數最大の二大階級——の賃は從來大いに騰高して來てゐる。第三には、若し本問題を純然たる貨幣上の相面に於いて考察すればとならば、吾々は任意特定の産業に於いて得られる労働の騰高に、同盟罷業の費用を對立せしめなければならぬ。

他方に於いて、茲に記憶しなければならぬことは、同盟罷業の恐怖が雇主をして其の然がらざる場合よりも一層高い賃金を提供せしめることのあること之れである。斯くて大體上賃金は利潤を犠牲にして幾分騰高し得る。尤も此の場合に於いても、資本に對する直接の影響は之れを考察に入れなければならぬ。

併し乍ら本問題は單に貨幣上の問題且つ殘高勘定の事項たるに止どまらない。また労働組合の唯一の目的が同盟罷業や罷業の流言に依つて賃金を高めることたる譯ではない。労働組合は著しき程度まで相互保險會社の原則を採用してゐる。労働組合は職に離れた成員や其の妻子に對して手當を與へてゐる。其れ等組合は疾病、災害、老朽、及び葬儀に對する資金を給與する。其れ等組合はその同情をば親近の組合にまで擴張して、屢々應援金を贈る。労働組合は労働に影響する議會の條例や報告に注意を拂つてゐる。而して多くの場合、労働組合は、必要な變化は之れあるとして、初期同盟組合の精

神を以て初期同盟組合の仕事を実行してゐる。

だが一の點に於いて労働組合はその原型よりも優れてゐる。労働組合存在の必須原則は、それが全く自發たる可きこと之れである。他の如何なる根底の上にも其は法律上又は可能的に存在することが出來ないであらう。ひとはその趣味又は性格に應じて或ひは斯かる組合に加入し或ひは斯かる組合から脱退するの完全な自由をば有しなければならぬ。之等の原則が固持される限り、労働組合はその外形にも拘らず個々人の自由を擴張する一動因である。大陸の政治家達は正當に、英國労働組合が本質的に社會主義に反對してゐることを認め來たつてゐる。だが近年、若し自由に放任するならば労働組合を破壊するに至ると思はれる所の二つの傾向が作用し始めてゐる。第一は、組合への加入をば照應産業に於いて職を得るの必要資格たらしめることである。之は例へば非組合員と一緒に労働するを拒絶することに於いて現はれてゐる。其の限り、組合は、直接的には労働者に課す制限に依り、また間接的には雇主に課する制限に依つて労働全體を害するの傾向がある。若し斯かる政策が完全に實行されるとすれば産業は無論同盟組合及び社團の制限から逃れたるが如くに逃れるであらう。第二は特定形態の労働に獨占價値を與へ以て消費者を犠牲にして賃金を高めんとすることである。或る場合に於いては契約又は安固に頓着なしに、最強者權利の原則を誘入せんとしてゐる。既に述べた通り、労働量及び實質報酬の双方に關し、市場狀況の許す最上條件を確保する爲めに、自發的基礎の上に立つ勞

働組合を使用することは、自然的自由の制度と合致する。然かれども、労働組合をば株式取引所の最悪方法を模倣せる労働シンデケートに轉化せんとすることは、自然的自由の制度に反する。労働組合の理想は勞資間の契約の自由を實在たらしめることでなければならぬ。而して此の理想が實現され、ばされる程、而して自由の本質たる知識が契約の眞實の意義に關して双方の側に得られることの大きければ大なる程それだけ同盟罷業や其の他の形態の争闘の必要は少なくなるであらう。

第十三章 利 潤

第一節 資本家の感情に依存するものとしての利潤

勞賃と同じやうに、利潤は之れを主觀的と客觀的との兩見地から考察するを得る。主觀的方面から見るとき、利潤は三つの要素に分解される、換言すれば、利潤は資本家の忍ぶ三種の非効用に對する報酬を構成すると云はれ得る。ミルが古典的たらしめたる用語を採用すれば、總利潤は、制欲に對する充分な對價と危險に對する代償と取締りに要する勞働及び熟練に對する報酬とを供しなければならぬ。斯く見るとき、利潤は三種の不快適な感情に對する三様の報酬、又はヨリ學術的に云へば、三箇の非効用の代償として得られる三箇の效用から成り立つ。若し利潤率が此の努力と制欲とを喚起するに足りるとすれば、然かるとき一應は、バスタチャ及び其の遵奉者等の經濟的調和は樹立されるやうに思はれるであらう。だが不幸にして、利潤はまた之れを客觀的見地から考察しなければならぬ。而して斯く客觀的見地から考察するとき、三要素への分析は極めて異なりたる結果を與へるのである。

第二節 労働費用に依存するものとしての利潤

労働と資本との結合生産物のうち資本家に落つる配當分は明かに労働費用に依存してゐる。併しミルの言葉を採用すれば、労働費用は更に、三箇の可變要素の合成結果である。三箇の可變要素とは、労働能率と、労働者の實質報酬と、該實質報酬を構成する物品をば生産し又は入手することの出来る費用の大小とである。故に若し労働能率が一層大となるか又は實質勞賃が下落するか或ひは實質勞賃の費用が減ずる場合には、利潤は増加し得る。即ち利潤は資本家の制欲、危険又は勞苦とは關係なしに増加し得る。

夫れ故に、第一分析の調和は消え失せる、而して倫理的要素を經濟上の推論に誘入するの危険をば再び例證することになる。だが此の倫理的解釋と想定上の調和とから離れ、以て總利潤が純然たる利子と危険に對する保險料と經營の勞賃とに分解され得ると云ふ意味に取るならば、此の第一分析は充分に正しくある。

之れ等の三箇の要素は異なりたる原因と條件とに依存することが判る。夫れ故に、利潤に關する最も有名な命題即ち利潤均等の傾向と、一定最低率の必然性と、利潤が此の最低率に達せんとする傾向

とに對して適當な意義を附するに先立ち、前述の三要素を論ずるは必要である。

第三節 貸付金利子

本原の且つ單純な形態に於いての利子は、一定期間或る物件を使用することに對し借入者が貸與者に支拂ふ價格と見做され得るのであつて、その貸借對象たる物件又は其の等價は約定期間の終りに返却される。だが、歴史上から云へば、利子が正當なりと見做されるに至つたのは全く近代のことであつて、徴利なる言葉は——之れは以前には凡ゆる種類の利子に適用された——今尙ほ一種強奪の意味を加味してゐる。チュードル王朝時代にありては、一定率の利子を合法たらしめたる其の法令に於いて、立法府は尙ほ「凡ゆる徴利は咎むべきものであり、神の法に反したものであり、罪惡にして且つ嫌惡すべきものである」と云ふ敬虔的意見を表明した。徴利問題に對する中世の意見の如何に有力であつたかは、徴利が一般の風習となつた遙か後までも、徴利を罪惡視する感情の存したことを以て見ても明かである。徴利に對する非難の根據をなすものは聖典、^{バイブル}アリストートルの意見、及び基督教聖父の意見であつた。茲に注意深く認めなければならぬことは、古代及び中世の徴利嫌惡が凡ゆる形態の利子に適合したること之れである。徴利禁止の法律は注意深くも凡ゆる種類の利子に適合し且つ凡ゆる種類の回避を防ぐやうに仕組まれてあつた。經濟理論に關して特に重要なるは二點である。第一には、商品を或

る人に賣り付け、後三ヶ月以内に其の同じ商品を彼れからヨリ安い價格で買ひ戻すと云ふ一種の徴利方法は言表的に非難された。ベーム・バザエル博士の提唱せる最近年の利子學説は、現在財が將來財よりも一層價值多く、而して其の差が即ち利子であると云ふ觀念を基礎としてゐる。即ち此の見解にありては、時の経過が其れ自體利子の基礎であるのだが、それに反し、中世の觀念に従へば、時其のものは貴金屬と同等に石婦的であつた。

第二には、不斷に出て來る文句が「貨幣の耐忍」にして、恰も利子の本質が待忍——此の名辭をマインヤル教授は制欲なる名辭の代りに用ひてゐる——にあることを認めるが如くなることである。カンニング博士の云ふが如くに(1) 基督教聖父は時の形而上學的特質と貨幣の自然的石婦性とに注目したよりは寧ろ徴利者の心中に於ける害惡に注目したのである。而して後年、教會法廷は、公共の利善に資すると考へられたる場合に於いて徴利を許容した所の法律をば解釋する上に於いて一定の修正を誘入した。

中世紀に於ける徴利の倫理と勞賃の倫理とを比較するは最も興味がある。勞働は一の義務と見做された。懶惰は七大罪惡の一であつた。而して勞働者からその勞賃を騙り取ることは、天に徴罰を叫ぶべき罪惡の一であつた。勞働が一の義務なりとの感情は今尚ほ殘存してゐる、而して多くの國に於いては勞賃は一の先取々得權として列してゐる。

利子が罪惡と見做され且つ法律に依つて可及的に禁止されてゐた間は、貸付金の利率が極めて高く

1. Usury, p. 35.

して爲めに取引の不愉快又は危險をば包有したることは自然である。原則として、斯かる事情の下にありては、借入者は極端な必要に逼られてゐたもので、全く貸付者の意の儘になつたのである。夫れ故に、利子が普通の商賣の總利潤を超過することは全く可能であつた。現代に於いてさへも、露西亞及び印度にありては、農夫は高率にて金錢を借りるが、然かも其の率たるや彼れ等の資本及び勞働に對する最高可能の收益よりも遙かに大である。だが、斯かる事物の状態は國民の破産なしには一國に於いて一般的となり得ないこと明かである。而して此の種の暴利は純正の利子と稱せられるよりは寧ろ貨幣貸付の總利潤と稱せらるべきものである。

貨幣利貸の道に横はれる諸々の困難の他の結果は、之れ等の暴率と相並行して、消極利率とでも名づけらる可きものゝ存したことであつた。即ち人々は貨幣の安全保管に對して幾何かを喜んで支拂つたのである。例へばアムステルダム銀行は預金に對して利子を支拂ふのではなく返つて實際上預金者から手数料を徴收したが如きである(2)。

第四節 貸付金利子と利潤利子

前章に於いては、歴史的定義の方法に従ひ、利子をば元來何等かの種類の貸付金から起つたものとして考察した。併し利潤を分析するとき、貸付金の性質の取引から全く獨立せる利子要素の存するこ

2. Adam Smith, Bk. IV., Ch. IV.

とが想定される。だが此の想定は一見思はれる程に單純ではない。資本の單なる所有其のものは、所有の快樂と云ふ漠然たる意味以外に、毫も利子を生ずるものではない。任意形態の資本が収入を齎す爲めには、それは所有者に依つて使用されるか又は他人に貸付けられるかしなければならぬ。若し資本が貸付けられる場合には、其の産出物は明かに利子である。然かれども、若し資本が所有者に依つて使用される場合には、吾々は取締の勞賃から利子をば分離することが出来るか？

普通には然りと回答されるのであるが、此の回答には、更に二箇の想定を含蓄するやうに思はれる。即ち一 若し利子が經營の勞賃以外に生じないならば、資本の蓄積は防止される、従つて供給の減少は終ひに資本及び勞働の結合産物に於ける一層大なる比例の配當を資本に與へ、斯くて利子は再び現出するに至る。二 若し任意形態の資本を貸與することに依り資本主が利子を得るを得ば、彼れは同一率の利子を得ざる限り、自家用の爲めに資本を保留しないであらう。それが即ち二箇の想定である。之れ等の想定的第一のものは「孰れの社會に於いても、或る一定の必要最小限度の利潤が存する」——此の最小限度は條件の異なるに應じて可變的である——と云ふ學說の基礎であり、而して第二のものは利潤均等傾向の學說の基礎である。

第五節 利潤の一要素としての利子の最小限率

ミルは利潤の一要素としての利子の最小限率をば、資本主義が其を消費することを我慢するの對價にして、然も其の對價が其の時及び其の所に於いて、彼れに對してその制欲を固執するに足る動機を有しなければならぬと見做した。此の對價を形成するに要する額は任意の社會に於いて現在と將來とに對して置かれる比較價值に依存する(3)。此の見解に據れば、利子の最小限率は正に、人々をして消費するよりは寧ろ貯蓄せしむるに足る率である。だが茲に直ちに明かなることは、此の率は同一の國同一の時に於いてさへも極めて可變的であること之れである。消極的利子を以てしてさへ若干の蓄積は行はれるであらう。而してアダム・スミスは述べて曰く、高率の利潤は、然からざる場合商人の性格に對して自然的なるカノ約しさをば到る處破壊するやうに思はれると(4)。夫れ故に、吾々は一般に蓄積の必要々件として任意の社會に於る特定の最小限率を嚴密に云々することが出来ない。而して若しアダム・スミスの意見が充分の根據を有するならば、吾々は、利率の騰高が蓄積を増加し又は利率の低下が蓄積を防止するとさへ云ふことが出来ぬ。眞理は、物質的資本の増大が多數の可變原因に依存するものにして、其れ等の僅かに一が利率であり、然かも其の影響が決定的でないこと之れである。

だが、競争の略ぼ完全なる産業社會に於いては、第一級の擔保にて借入するを欲する人は或る一定の最小限率を支拂はなければならぬ、而して貸與するを欲する何人も此の率にて貸與することが出来

3. Principles, Bk. II., Ch. XV', § 2.

4. Wealth of Nations, Bk. IV., ch. VII.

ると云ふは全く別箇の事である。併し乍ら、茲に尙ほ問題が残つてゐる。曰く、利子均等の學説は利潤の一要素としての利子に迄擴張されるか？ 換言すれば、貸付金利子は利潤利子と均等であるか？

第六節 利潤の一要素としての利子の均等

産業競争の一般原則から云へば、資本を異なりたる部門に使用する上に於いての危険又は煩勞の相違に對して相當な斟酌を施したる後、若し一の産業が一般水準以上の利子の形に於いて純収益を與へるならば、資本の誘引は其の率を低めるの傾きがある。而して若し其が一般水準以下にあるならば、資本の回収は其の率を高めるか又は其の産業を破壊するの傾向がある。

されば吾々は「利子要素が問題たる限り、諸他の事情不變なるとき平均率より上下の率は不安定である」と云ふ意味に於いて、利潤は均等たらんとする傾向を有する」と云ふことを普通の學説として承認してよい。だが、斯く云へばとて「長期に於いては、異なりたる職業に於いて現實に儲けられる率は此の平均率と照應する」と云ふのではない。極めて短期の好景氣は長い間の不景氣を起すに充分なる競争を招致し得る。而して其の逆も亦、よし確率低しと雖も、可能である。然りと雖も、個人の異なるに應じて率が異ならないとも云へなければ、又同一の産業に於いてさへ不安定の度が場合の異なるに應じて極めて異ならないとも云へない。されば、極めて大體的に分析してさへ、利潤利子均等の

傾向なるものは貸付金利子均等の傾向と極めて異なるものである。普通の愚人でも、最も賢しい政治家と同一の利子をば公債證書の所有から得るであらう。然かるに、智力の相等しき人々が困難の度相等しき事業に資本を投ずる場合でさへ、其の投下資本に對して均等の利子を得ることは出来ぬ、ミルが一般利潤に就いて述べてゐるが如き均等は期待の均等である。

だが、異なりたる職業に於ける利潤利子の均等が斯くも不完全である以上は、如何にして吾々は、平均上利潤利子が特定の時所の貸付金利子均等となる傾きありと云ひ得るか？ 近代の産業社會にありては、第一級の證券——之れに於ては投資の危険も煩勞も無視し得る——から得られる利子は不斷の河流となつて流れてゐる。眞實其の率は變ずる。併し其の變動たるや比較的徐々である。永年に亘り公債の收穫は極めて狭い限界内に於いて變動してゐる。而して同一の事象は第一級の抵當等に就いても眞である。説明が何であらうとも、其の事實に就いては問題がない。

同一の期間に亘り國の重要産業の利潤に於いて照應的の不變要素が存在し來たつてゐると吾々は主張し得るか？ 反對に、利潤率が財界の周期的景氣不景氣に應じて變ずるとは期待しないか？ 而して利潤の不確と公債利子の安定性とを對照するは不尋常であるか？

第七節 利潤利子と貸付金利子との相互關係

だが、貸付金に對して得ることの出来る利潤率と産業の利潤中普通には投下資本の純正利子と見做される要素との間に聯關の存すること疑ひない。一般勞賃を分析するに當つて、吾々は勞働及び資本の結合生産物の(勞賃と利潤との)分配が産業競争制の下にありては結局は相互の用に對する相互需要に依存するものと見做し得ることを認めた。だが同一の觀念はまた之れを「資本が勞働に貸與され、而して勞働が一定期間の終りに於いて資本の所有者に該資本又は其の等價を返却しなければならぬ上に、尙ほ若干のものをば利子として支拂はねばならぬ」と云つても表現し得る。資本所有者にとつては、資本が生産的消費者に貸與されると將又不生産的消費者に貸與されるとは全く無差別なことである。而して完全な競争を想定する代りに産業の歴史的發展を考察するとき、其の類推を更に遙かに進め得る。昔の微利に於いて借入者の逼迫せる必要が貸與者に不當の勢力を與へたと正に同じやうに、勞働と資本との初期の關係にありても、資本の力は一般に其の度を過ぎてゐた。

利潤に於ける利子要素を發見する上に於いて認められる諸々の困難は、其の他の二要素が近年に至るまで一般に不可分的に利子要素と結合してゐたと云ふ事實から起るのである。だが近代産業の傾向は益々此の所謂純正利子をば對危険の保険料と取締の勞賃から分離することである。資本所有者と勞働の雇用者とは別人になつて來てゐる。而して資本所有者のみが利子を收受する。

第八節 對危険の保険料

アダム・スミスは云ふ「異なりたる總ての資本使用に於いて、普通率の利潤は収益の確不確に應じて多かれ少なかれ變ずる。……其は多かれ少なかれ危険と共に常に増加する。だが、其は危険を完全に償ふやうに危険に比例して増加するとは思はれぬ。破産は最も危険多き營業に於いて最も屢々である」と。危険の報酬の不充分なることは人間の自然性に於ける冒險心に依つて相殺される。併しそれを斟酌するならば、吾々は産業競争の結果が大體上異なりたる仕事に於ける危険要素を均等たらしめることであると考へてよい。就中近代に於ける保險會社の發達は尙ほ一層利潤をして特定の危険から獨立的たらしめるの傾向があつた。併し乍ら、此の問題は吾々が任意の社會の異なりたる諸産業に於ける利潤の均等を考察するとき單純ではあるけれども、危険の報酬を一般利潤中の一要素と見做すときは、利子の場合に於けると同一の困難が起る。

丁度利子が一般に制欲の報酬又は消費を我慢するの報酬と見做されるのと同じやうに、總利潤の一部としての保険料は資本喪失の危険を負擔するの報酬であると考へられる。若し貸付金の場合に於いて危険が大であるときは、高い利子が徴收される。それと同様に、資本が勞働に貸與されるとき、其處には常に元本も利子も共に返却されないと云ふ危険の幾分が存する。租税を擔保に供し得る政府

や土地を擔保に供し得る地主とは異なつて、勞働者其のものは何等擔保に供すべきものがない。昔にありては勞働者は彼れの身體を擔保に供した。而して返濟不能の場合には債權者は債務者の身體を生きた儘で賣つたか又は好む儘に債務者を使役したのである。現代の状態の下にありては、如何に有望なりとも兎に角新産業企業に資本を供給する場合には常に、唯一の擔保が該企業の成功に存する關係上著大な保険料要素があるのである。而して或る程度まで、借入資本を使用する一切の産業に於いて同一の影響が感ぜられる。

だが多くの經濟學者は、危険の要素が更に一層一般的に作用すると考へ來たつてゐる。彼れ等は資本の蓄積に影響するものとしての安固の重要を強調してゐる。従つて彼れ等は、若し任意の社會に於いて財産の安固が危険に陥る場合には、直接消費に對して直接の刺戟が與へられると主張する。而して之れが結論は、對危険の極めて高率の報酬を以て誘惑されざる限り人々が貯蓄せぬと云ふことである。亞細亞諸政府の下に於ける不安固に關聯してミル述べて曰く「偶々持ち合はしてゐる物と自身自身とをば之れ等の危険に露す爲めに、普通の性向を有する人々が該所有物の直接享樂を耐忍するに要する利潤率は極めて大でなければならぬ」と(5)。然りと雖も、利潤率が資本家の感情に應答して騰高するとは限らぬ。若し高率が生じないならば、資本家の感情は供給を減ずるかも知れぬ。然かれども需要も亦勘定に入れられなければならぬ。公的の及び非公的の強奪制度の下にありては、有效需要は

5. Principles, Bk. II, ch. XV., § 2.

殆んど存しない。借入せんと欲求は極めて強いかも知れぬが、併し單なる欲求だけでは不充分である。意志の背後には能力が存しなければならぬ。其は飢饉の場合に於ると同一である。東洋諸國に於いては、食物の價格に差したる影響がないのに國民は群をなして餓死することがある。然かも其の餓死の原因は彼れ等の需要が有効でないことと云ふこと之れである。所で彼れ等が現在拂で買ふこと能はざる以上は、また未來拂にても買ふことが出來ないのである。また高度に發達したる社會から近代の一例を取るならば、商業恐慌後、資本の所有者側に不安固の一般感情が存してゐる、併し利潤率の騰高の代りに企業の收縮がある。有效需要の範圍は縮少する。

されば一般結論は、不安固が資本の蓄積を妨止するが併し不安固はまた産業をも拘束すると云ふことである。概述すれば、勞資間に分配さる可きものが少なくなるとき、勞働は少い配當分で満足すべく餘儀なくされ得るけれども、然かるが故に資本がヨリ多くを得るとは限らぬ。而して專制暴虐の統治制度の下にありては危険のため産業の利潤が高からねばならぬと主張するは、凡ゆる經驗に反することであらう。斯様な譯で、吾々はまた主觀的分析を信頼するの危険を見る次第である。對危険の報酬に於いてさへ、貸與者の感情以外に尙ほ考察すべきものがある。

第九節 取締の勞賃

アダム・スミスは利潤率の變動に對して注意を促して曰く(6)『其は常に年に應じて變ずるのみならず。また日に應じても時間に應じても變ずる』と。後段、同一近隣に於ける異なりたる産業の普通の利潤が異なりたる形態の勞働の勞賃よりも一層均等に近いことを主張するに當り、彼れは指示して曰く、異なりたる事業の利潤に於ける外見上の相違は一般に、勞働と見做さる可きものと利潤と見做さる可きものとを區別せざるより起る一の欺瞞であると。即ち、利潤に於ける不確及び不均等の主たる根源は第三の要素たる取締の勞賃に於いて見出だされると云ふのである。此の命題は近年の學者——例へばウオーカーとマーシャル——に依つて發展させられて、終ひに取締の勞賃をば或る一定の經營力の行使に對して與へられる勞賃と見做すことが全く普通となつた。古くからある産業に於いては競争が充分に作用してゐるのであるが、其の様な産業にありては、若し資本利子と對危険の保険料とに對して斟酌をするならば、取締の勞賃として殘る部分は比較的小である。否、取締の勞賃の全然ないことが屢々ある。然かるにも拘らず、其の産業は極めて永年に亘りて繼續されてゐる。此の事は、事業に投じたる資本に對して利子を得且つ其の低下を防ぐ唯一の方法が仕事の續行であると云ふ事實に依つて説明される。

だが之れに反し、就中新企業にありては、或る一定量の資本の所有又は其の支配は、經營力を行使する機會を得且つ取締の勞賃を得るの必要條件である。信用發達及び資本の民主主義化と共に、對號

6. Bk. I; ck. Ix.

争の此の制限は益々小となり、而して取締の勞賃は他種の勞賃と合致する傾がある。最も必要なものは物質的資本には非ずして實に人格的資本である。然かも人格的資本たるや訓練と教育との結果である。併し此の事はまた他の形態の勞賃にも適合する。而して既に一般勞賃及び相對勞賃を充分に吟味したのであるから、此の要素を之れ以上細説する必要はなからう。タ、私は思ふ、利潤が勞賃と同等になり得る限り、勞資間の協調は達せられると。社會主義の大誤謬の多くは、資本處理の勞働をも含む高級形態の勞働を無視することから起るのである。

第十節 利潤に於ける機會要素

以上述べたる外に尙ほ利潤中には他の一要素がある。好運と大膽とに對する報酬が、即ち其れである。此の要素は一般に充分な注意を拂はれてゐない。平均上長期的には危険は言はゞ其れ自らの保険料を正に結果すると考へられて來た。生産方法の確立したる安定な社會にありては、此の傾向は之を認容し得る。併し乍ら進歩的な社會に於いて且つ産業上の革命のあるとき、報酬は遙かに危険を越し得る。最も顯著なる場合は新興國の急速な發達の提供するところである。好運にも未來の都市の所在地を當てた投機者は居ながらにして莫大の富を儲ける。此の外また、市場狀況の變動を利用することに依つて多大の利潤を儲けた例が澤山にある。之れ等の機會的な大収益を得るの可能は常に企業に對

する最大誘因の一であつた。それはアングロ・サクソン民族が世界に蔓るに至りし主たる因素であつた。だが同時に茲に認めなければならぬことは、企業合同トラスや企業組合シニヂケイトと云ふ人爲的獨占が全く異なりたる地盤に立つてゐること、及びまた、或る種の例外的利得が例外的課税の好對象たり得ること之れである。だが之れ等の論題の議論は之れを他の機會に譲らなければならぬ。而してミルの範例に従ひ、私は最小限度への利潤の傾向の考察をも後段に譲らなければならぬ。

第十四章 經濟賃子(又は經濟地代)

第一節 賃子と云ふ名辭の曖昧

リカード1は云ふ(1) 『賃子(即ち地代)とは土地の生産物中、土壤の本原的な且つ不可壊な力を使用することに對し地主に支拂はれる部分である。だが其は屢々資本利子及び資本利潤と混合されてゐる。而して通俗の言葉では、其の名辭は農夫が年々地主に支拂ふ一切のものに適用される』と。彼れは更に該名辭が更に一層廣い意味に使用されることを認めてゐる。即ち材木の伐採や礦物の採取に對して支拂はれる價格の場合にも賃子なる名辭の使用されることを認めてゐる。然かも此の場合にありては、其の價格は貨物に對して支拂はれるものにして、土壤の本原的な且つ不可壊な力の使用に對して支拂はるゝに非ざること明かである。而して彼れは更に一層廣い適用の諸例を擧げることが出來たかも知れぬ。即ち、マドックスの示せる通り(2) 『昔は英國及び佛蘭西の双方に於いて、Ferra は賃子を意味したものである』、而して諸都市が其の特權に對し國王に支拂ひたる fee ferme なるものは永久的賃子であつた。賃子なる言葉は今尙ほ土地以外の多くの物件の賃借料にも適用される、而して

1. Principles, Ch. II.
2. Firma Bargi, p. 3.

佛蘭西では、何人でも資本の利子で生活してゐる者はランシエ(賃子生活者)にして、ラント(英語のレント)は収入を意味する。近代の一筆者(3)は、土地賃子と之れ等他種の賃子との間に毫も本質上の相違なしと云つて争つてゐる、而してリカードの理論をば單なる字義拘泥に貶下せんと努めてゐる。

だがリカードの學說が眞實の原因に對して注意を促してゐること、及び經濟賃子をば利潤又は利子と混合すべきでないことは、次ぎの考察から極めて明かである。リカードは云ふ「賃子の進歩を制規する法則は利潤の進歩を制規する法則と大いに異なつてゐて、稀にしか同一方向に作用しないことが判る。進歩せる總ての國に於いては、毎年地主に支拂はれ而して賃子と利潤との双方の性質を共有する所のものは、時には反對原因の結果に依つて靜止してゐる、また時には、之れ等の原因の甲又は乙が優勢となるに應じて或ひは前進し或ひは後退する」と。

大體的に云へば、利子に關しては、進歩的社會にありては最小限度に低下するの傾向があるが、之れに反し、土地賃子——就中建物敷地の賃子——は騰高する傾向がある。如何なる條件の下に於いても事情斯くの如しと云ふのではない。利率の低下が賃子の騰高に照應するの事實は屢々見受けられると云ふに止どまる。

また、「土壤の本原的な且つ不可壞な力」と云ふリカードの文句に重きを置く價值がある。既に屢々述べたる通り、生産には、土地(一般的に云へば自然)、労働、及び資本と云ふ三大動因がある、而

3. The Duke of Argyll, Unseen Foundations, p. 35.

して其れ等の動因に照應して、分配上には、賃子、勞賃、及び利潤と云ふ三部類の收入がある。既に認めたる通り、經濟上勞賃と利潤とは夫れ夫れの動因の作出と繼續とに對し必要な條件である。若し労働が或る一定の報酬を得ないならば、それは滅亡しなければならぬ。また若し資本が幾分の報酬を得て補填されないならば、資本は蓄積されないであらう。また倫理上から云ふも、労働者は備賃を貰ふ値打があり、資本家はその制欲、危険、及び煩勞に對して報酬を受ける資格があると見るのが普通である。然かるに、土地及び自然の賜物が問題たる限り、其れ等の本原状態にありては、其れ等は人間の努力とは全く關係がない。無論、収入を産する爲めには其れ等は實際上労働及び資本と共働しなければならぬが、併し論理上では其れ等は全く別箇のものである。經濟上では、所有者が座して拱けるにも拘らず土地は無限期間に亘りて遞増的所得を齎し得ると云ふのが其の特質である。例へば都會の敷地の如きである。同時にまた、比較的には僅かに名目上の賃子しか齎さない土地がある。既に説明したる通り、土地所有の倫理は勞賃の倫理又は利潤の倫理程に單純では決してない。

されば、一般的には土地は國富の目錄中最重要なる項目であると云ふこと、及び土地の收穫と他の多くの形態の資本の收穫との間には此の著しい相違が存すると云ふことを念頭に置いて、土地賃子の特別考察をなす爲めに茲に一目瞭然たる場合を掲げる。他の若干形態の收入がリカードの定義せるが如き農地賃子に類似してゐることは直ちに明かとなるであらう。されば之れ等一切の場合に對して

經濟賃子と云ふ一般名辭を適用するは便利である。だが單純の爲め、先づ第一に農地の經濟賃子から考察しやう。

第二節 農地の經濟賃子——第一形態

農地の場合にありては、經濟賃子は收益遞減法則から一の結果として生ずる。而して此の收益遞減法則が二つの形態をとるが如く、賃子論も亦二箇の形態をとる。農業に於る該法則の特段の重要は、先づ第一に、土地面積の有限と土地生産能性の有限とから起る。假りに土地が無限なる自然の自由な賜物の部類に這入るとすれば、土地は毫も賃子を産まないであらう。而して歴史上では、古代に於いても近代に於いても、土地の過剰なる諸例を擧げることが出来る。即ち、毎年又は屢々耕地を換へる所の原始的種族家屬にとつては、土地は經濟上空氣や水と同じく自由な賜物であつた。また新植民地にありては、一般に土地は之れを耕すと云ふ條件の下に自由に獲得することが出来る。

第二には、土地は質の上に於いて劃一でなく、また優良な土地は更に一層有限である。既に説明した通り、優良は農業制度に應じて變ずる。併し乍ら任意の特定の時所に於いては、一般的に或る土地は何等かの理由に依つて殘餘の土地よりも優良と考へられる。

第三には、極初期段階に於て土地は領有されてゐる。そは今日の所謂私有財産とは別箇のものかも知れぬ。

併し兎に角、利用し得る範圍に於いて且つ侵入者を排斥する爲めに土地は領有される。罪のうち最も古きものの一は土地境界標の撤去であつた。而して初期宗教の多くは土地の所有と關係がある。

されば、土地が質の上に於いて劃一でなく、また優良な土地が人口を維持するに充分でない以上はヨリ劣等の土地に頼らなければならぬと云ふことになる。斯くの如くヨリ劣等の土地に頼らなければならなくなるや、茲に生産物は異なりたる費用を以て産出される。劣等地に對する優良地の較差利益は經濟賃子を生ぜしめる。論理上では、土地が賃貸されるとされざるとは全く無差別である。之等の條件下にありては、經濟賃子は恆存する。また、優良地に對して賃子を支拂ふことも將又劣等地を無地代で得ることも農夫にとつては利益の度相同じきこと明かである。夫れ故に、生産物が賃幣に對して賣却され且つ失費も亦賃幣にて計算するならば、賃子も亦賃幣にて定められ得る。

此の様に於いて、如何にして賃子が發生するかは判つた。次ぎに考察すべき點は、何故に賃子が繼續するかと云ふことである。それは單に、需要供給の一般條件下にありては、供給が需要に適合する爲め劣等地を耕作しなければならぬからである。供給の不足は價格を騰貴せしめる、而して價格の騰貴はヨリ劣等地に依頼することを有利ならしめる。夫れ故に、需要が弱まらず且つ生産技術が靜止的であるとすれば、價格が依然高いと云ふ條件の下に此の劣等地は有利に耕作され得る。此の事は本

質的な相違である。製造工業の典型の場合にありては、供給の不足は同じく價格を騰貴せしめるであらう。併し乍ら此の場合に於いては、供給は結局のところ同一費用にて又はヨリ少い費用にて増加されるであらう。

如何にして賃子が測定されるかを見るのは今や容易である。任意の土地が例外的な利潤即ち餘分利潤を與へる限り、それは賃子を産むであらう、而して若し存在するならばヨリ劣等の土地に移ることも亦引合であらう。だが終ひに耕作限界上の土地に到達する。耕作限界上の土地とは、時價にて僅かに普通率の利潤を齎すに過ぎずして若し賃子を支拂はなければならぬ場合には何人も耕作するを欲しないが如き土地を指す。優良な土地の産む利潤と限界上の最小限率との間の差は經濟賃子を測定する。

茲に注意深く認めなければならぬことは、先行の説明に於いて何等特定の土地單位に言及しなかつたこと之れである。賃子論は其の限り土地分量から獨立してゐる。最重要な考察は、リカードの言葉にて表現すれば、二つの等量の土地の使用からではなしに「二つの等量の資本及び労働の使用に依つて得られる生産物間の相違が常に賃子である」と云ふ點である。

従つて凡ゆる土地が幾許かの賃子即ち嚴密な意味に於いての經濟賃子を齎すことある可きは全く可能である。此の點はアダム・スミスの旨く述べてゐるところである。時に主張されることは、優良地と劣等地とが極めて相交錯してゐる爲め、若し其れ自體貸付られるに於いては、賃子を齎さない若干

の土地が常に存すると云ふこと之れである。然れども此の想定は常に混亂的であり且つ屢々誤つてゐる。需要と生産との情況が、土地が何等かの例外的利潤を齎すが如きものである所では何處でも、其の例外的利潤は賃子である。

第三節 經濟賃子——第二形態

簡單のため今、一國の土地又は産業地域の土地は凡て質の上に於いて劃一であり且つ位置の利便相均等なりと假定しやう。若し土地が分量の上に於いて制限されてゐるならば、もう一つの形態の収益減法則に従ひ土地は尙ほ賃子を齎し得る。對食物の需要の増加、従つて起る價格上の騰高は、一層集約的な耕作形態をば採用することを可能ならしめる。所で、既に「生産論」に於いて説明した通り、若し資本の最後の分服量が普通率の利潤を齎す以上は、先行の諸分服量はより多くの利潤を齎さなければならぬ。そこで茲にまた此の例外的利潤は賃子を構成する。前と同じく、價格が高きに止どまるに非ざれば、ヨリ多く費用の掛かる之れ等の様態にて栽培をなすは引合はぬであらう。故に供給を減退せしめざらんとするならば、價格を釣り上げて置かねばならぬ。従つて第一分服量は不斷に賃子を齎す。此の場合にありては、既になしたる假定の下に、凡ゆる土地は賃子を産む、然かもエーカー當り同一の賃子を産む。

此の形態の經濟貸子論は一般に第一形態程に容易に了解されない。困難は、實際上資本の諸分服量の分離が純理論の想定する程に明瞭に且つ截然と行はれないと云ふ事實から生ずる。だが貸子が此の様にして生ずることは依然として眞である。而して各農夫は資本適用の或る様態が限界線に達してゐることを不斷に見出だしつゝある。極めて屢々農夫は誤りをなす、そして實際に普通の収益さへも齎さないが如き資本投下をなす。此の場合にありては、若し彼れ等がその投下せる資本の總體に對して普通の率を得べき以上は、最後の部分に對する損失を補ふため彼等は第一部分の利得を削らなければならぬと云ふことになる。併し之は地主からその經濟貸子の一部分を奪ふことにならう。夫れ故に、資本の投下の過大ならざることは地主の利益である。無論、若し農夫が普通率以下の利潤にて満足するならば、彼れはヨリ多くの資本を投じ得る、従つてヨリ高い貸子を支拂ふことが出来る。之れが即ち勞賃の形態に於いて僅少な収益で満足してゐる農夫の場合である。

また、若し大莊地の所有者が偶々良好な農夫にして且つ多額の資本を有してゐる場合には、彼れ自らの手に其の農地を保つてゐる方が彼れにはヨリ有利であり得ると云ふ點も、認める値打がある。例へば、農業利潤が十パーセントであると假定しやう。換言すれば、小作人は彼れの全投下資本が十パーセントの収益を與へるに非ざれば、小作するを肯じないと假定しやう。今考察しつゝある理論に依り、若し一劃の土地に彼れが五千磅を投じたとする場合、該資本が十二パーセント即ち六百磅を齎す

こと可能である。其の場合に、彼れは百磅の貸子、即ち最低利潤率と見做される十パーセントと現實に收得した十二パーセントとの差たる二パーセントをば支拂ふことが出来るであらう。然かるに、若し彼れが一萬磅を投じたとすれば、全體として僅かに十パーセントしか利得せず、従つて全く貸子を拂ふ能はざること可能である。

若し等しく良好の農夫であるならば、其の土地の所有者も亦最初の五千磅を投じて十二パーセント即ち六百磅の利潤を得るであらう。所で若し單に彼れが第二の五千磅を確實な有價證券に投ぜんとするならば、彼れは四パーセント以上即ち二百磅以上を期待することが出来ないであらう。そこで、資本を全部己が土地に投ずることに依り、彼れは全體に對して十パーセント即ち年額八百磅ではなしに一千磅を得るであらう。

之れは一の一般的原则の特定の一場合である。各商人は、少くとも商業が良好なるときは、彼れの處分し得る一切の資本を自己の營業に投ずること勿論である。何故と云ふに、斯く爲すに依り、彼れは資本の若干を貸付けるに依つて得るよりも一層大なる収益を得るからである。即ち彼れは利潤と利子との間の差額を得る。眞實、更に一步を進めて、商人の自然的傾向は普通の率にて資金を借入してヨリ多く此の差額を利得することであると云つてもよい。自ら耕作せる地主が、或る一定の事情の下に於いて、彼れの耕作を擴張する爲め有利に資金の融通を仰ぎ得るは、之れが爲めである。

實際上の目的に對しては、土地が廣く貸付けられる國に於いては地主が偶々良好の農夫であるならば、彼れの土地を賣つて其の入手金に對し高率の農業利潤を得る方がよいと云ふことを記憶しなければならぬ。

リカードが注意深くも指摘して置いた通り、一般には双方の形態の經濟賃子は互に結合してゐる即ち劣等地への依頼と照應して、舊土地を耕作する一層費用の掛かる方法も亦採用されるのである。

第四節 經濟賃子と獨占賃子

前節に於いて明かとなつた通り、よしや土地が質の上に於いて劃一ではなく、また自然上の差別的利益が存しないとすも、總ての土地は經濟賃子を齎し得る。賃子は資本の連續的、分服量の差別利潤から起る。だが論理上の完全を期する爲めに、吾々は更に一步を進めて斯う云つてもよい。曰く、土地に投ぜられたる資本の各分服量に對する収益が正に均等なるが如き生産状態たりとするも、然かも經濟賃子は生じ得るであらうと。必要なる總ては、土地が領有されてゐること、及び生産物が普通以上の利潤を與へる程の價格にて賣れること之れてある。様々な地主の競争は獨占賃子の徵收から彼れ等を阻止するであらうが、併し小作農夫の競争は生産物の販賣から得られる一切の差別利潤を地主に與へるであらう。だが此の場合に於いても前と同一の要素の存することが判るであらう。土地は自然

の賜物と考へられるが、併し分量の上に於いて有限であり且つ領有されてゐる。そこには差別利潤がある。而して此の差別利潤は、諸他の事情不變なる限り、永久的である。

同時に、單に稀少賃子と呼んでもよい此の種の經濟賃子すら獨占賃子から區別しなければならぬ。況んや諸他種類の經濟賃子は尙ほ更獨占賃子から區別しなければならぬ。既に述べたるが如く獨占の本質は制限に非ずして競争の缺如である。

若し一國の土地全部が同一の所有者に屬してゐるとすれば、彼れは一切の土地使用に先行する一條件として負擔を課し得るであらう。斯かる場合は、例へば、土地の豊富なる新國に於いて政府が各移民に或る一定の賃子の納付を強制するとすれば、起るであらう。更に若し政府が外國の競争を排除するとせば、斯かる賃子は非常な高率に達し得るであらう。そは眞實に租税の性質を分有するであらう。而して其は、丁度經濟賃子が利潤賃子と混合すると同じやうに、如何なる具體の場合に於いても嚴密な經濟賃子と混合し得るであらう。若し耕作者が土地に課せられたる總賃子全部を政府に支拂ふとすれば、三箇の要素を區別するは實際上困難であらうが、併し理論上では其の區別は明瞭であり且つ重要である。

第五節 諸他形態の經濟賃子

農地の次に、吾々は建築用地の賃子を考察してよい。此の場合にありては、純然たる經濟賃子は之れを、ヨリ優れたる位置の利益に對して支拂はれる差別價格と見做さなければならぬ。法則は此處でも二形態をとる。即ちヨリ劣等の土地に依頼するか、又はヨリ優良の土地に一層高い建物を建るかである。理論を簡易に述べる爲めに、茲に、占有されたる最後の敷地と建築されたる最高層とが限界上にありて何等經濟賃子を支拂はないと假定してよい、即ち其れ等は普通の利潤以上に何物をも齎さないと假定してよい。前と同じやうに、此の場合に於いても亦、經濟賃子と獨占賃子と利潤賃子とは恐らく混合するであらう。純正の土地賃子の一部と思はれる所のが道路や排水等に對する支拂たることがある、又は其れは占有者が轉嫁することの出来ない税たることがある。

鑛山の賃子は一般に一部分は經濟賃子の性質を有してゐる。若し對鑛物の需要が増加して價格が高まる場合には、人々は一層劣等な鑛山と一層多く費用の掛かる方法とに依頼するであらう。リカードーの指示せるやうに、一切の鑛山の總賃子は、只今吟味したる三要素の外に、一部分は生産物自體に對する支拂にして、鑛山の單なる使用する支拂ではない。之れと相似の要素は涸竭すべき一切の自然的源泉に於いて認められる。例へば、森林、漁場、狩獵地、鑛泉の如きである。其れ等が自然に依つて更新される限りは或る一定條件の下に經濟總賃子を齎し得る。併し其の更新が人間の勤勉を要する限り、賃子と見えるものは實は利潤又は勞賃なのである。

尙ほ一事の附言すべきことは、若し(自然動因の代表としての)土地が二者選一的に使用され得る場合には、地主が最高の純賃子を齎す所の目的に對して貸付けること之れである。此の事はまた需要供給の様々な状態に依存する。即ち英國舊法の下に於いて、耕地と牧地との間に移動が行はれた、而して斯かる移動は或るは大なる範圍に於いて或ひは小なる範圍に於いて不斷に起らなければならぬ。されば若し人々が、一の目的例へば穀物に對して既に貸付けられたる土地をば、異なりたる目的例へば煙草栽培に對して要する場合には、彼れ等は少くとも以前に支拂はれたるだけの經濟賃子を支拂はなければならぬ。併し乍ら土地が或る一定の目的に對して使用されることの多い程、それだけ諸他の目的に對して残されてある土地は少いのである。此の事は就中、特殊なる性質の利便を有するよりは寧ろ一般的性質の利便を有する土地に就いて眞である。夫れ故に、如何なる特定の産物に關しても、ヨリ劣等な土地へ依頼するの必要はヨリ速かに感ぜられる。

之れ等の論題の充分な考察は之れを、次篇に於いて價值論を説明したる後に譲らなければならぬ。賃子と價格との間の精密な聯關も亦然りである。茲では主として質の上の相違を問題としてゐるのであつて、従つて未だその全部を盡した譯ではない。

第六節 經濟賃子と準賃子

今までは、一般に或る一定の自然的質に基き優良の源泉の有限が絶對的と考へられる場合に對してのみ、經濟賃子と云ふ名辭を使用して來た。併し乍ら吾々は或る一定の期間如何なる物の絶對的制限をも得ることが出来る、而して暫時の間或る生産は差別利潤を得ることが出来る。即ち、最良の且つ最安値なる方法にて生産するのに高價な且つ耐久的な機械を必要とする或る貨物の價格が突然大いに騰貴したと考へてみやう。此の機械が得られる迄他のヨリ劣等の方法が行はれると云ふことはよくあることである。此の場合に於いて、價格が高きに止どまり且つ澤山のヨリ優良な機械が現出せざる間は、現に使用される機械の所有者は差別利潤を得るであらう。此の種の利潤に對しマーシャル教授は、賃子と云ふ名辭を適用した。而して彼れは此の理論を極めて廣汎に適用してゐる。

所で、賃子なる名辭を此の意味に使用することをば正當ならしめる程に類似點が相違點を壓倒してゐるか何うかと云ふのが問題である。私は然らずと考へ度い、そしてよしや不斷に準なる接頭語を附するとも此の新しい名辭は誤解に導くものであると考へ度い。其の類似がリカードの指示せるところにして、彼れも亦或る一定の條件の下に機械の賃子を云々して居ることは眞實である。然かれども彼れのとれる場合は常に假設的たるのみならず、また眞理の逆を意圖したものである。彼れの屢々行へるが如く、彼れは對比に依つて説明してゐるのである。彼れの示さんとする點は、土地に對して支拂はれる賃子をば、少しの勞働もなしに得られる滿那——イスラエル人が埃及を出て廣野にさまよひし時、神の與へ

たる食物——のやうに、自然の産出する餘剰と見做す能はざることを之れである。リカードの主張では賃子は自然の寛大から生ずるに非ずして、實に自然の吝嗇から生ずるのである。「若し賃子の形態に於いて土地の與へる餘剰生産物が一の利益であるとすれば、新しく製造される機械の能率が毎年舊機械の能率よりも小なる可きことが望ましい。何故と云ふに、それは疑ひもなく、常に其の機械に依つてのみならずまた國內の他の總ての機械に依つても製造される財貨に對しヨリ大なる交換價値を與へるであらう。而して賃子は最も生産的な機械を所有せる總ての者に支拂はれるであらう。」

此の問題を解決する爲めには、嚴密なる意味に於いての土地の經濟賃子に於いて根本的たる諸概念を再捉するがよからう。

一 此の嚴密な意味での賃子は土地の質のうち、勞働と資本とに依つて作出されず且つ人間の勤勉に依つて増加する、能はざる質の使用に對して支拂はれる。即ちリカードの言葉で表現すれば、土壤の本原的な且つ不可壞な力の使用に對して支拂はれるのである。アダム・スミスが「土地の使用に對して支拂はれる價格と見做される土地賃子は無論獨占價格である。其は地主が土地の改良に投じたるものに、又は彼れがとることの出来るものに比例するのでは全くなくて、小作人の與へ得るものに比例するのである」(4)と云つたとき、彼れの念頭に置きし要素は即ち之れである。

二 だが第二に、差別利益の概念が同じく根本的であるのを見る。生産手段と見做すとき、土地は

異なりたる質を有してゐる。例へば、常に位置の相違が存するが如きである。されば若し現に使用されてゐる最劣等地が名目上の賃子(又は無賃子)を産出するならば、ヨリ優良種の土地は實質上の餘剰を産出すると云ふことになる。或る人が或る分量の資本及び労働を一劃の土地に投ずるとき僅かに引合ふだけの収益しか得る能はざるのに、若し彼れが同一分量をば他の一劃の土地に投ずるとき、其所には利潤がある。之れが即ち經濟賃子に於ける差別要素である。

三 土地自體は之れを増加すること能はざれども、併し其は益々大なる程度に使用され得る。若し需要の増加に依り土地生産物の價格が騰高するならば、例外的の利潤は供給の増加を誘致するが、併し供給は費用の増加を以てのみ得られ得るに過ぎぬ。即ち、諸他の事情不變なる限り、収益遞減法則が來たり作用する。されば需要が繼續する限り、價格は之れ等の劣等な生産方法を償ふに足るだけの高さに止どまらなければならぬ。

されば、要するに經濟賃子は手に依つて作られざる或る物に對して支拂はれるのである。そは如何なる場合に於いても差別利潤である。而して此の差別利潤は諸他の事情不變なる限り永久的である。

だが私の解するところでは、準賃子にありては、暫時の間生産手段が需要の増加と價格の騰高とに應答して増加さるゝ能はず、従つて古い生産手段の所有者が暫時の間差別利潤をば得ると云ふのが必要條件なのである。斯様な次第で、經濟賃子に於ける三要素中、僅かに一要素のみが存在するに過ぎ

ぬ。蓋し準賃子は人間の所爲に對して支拂はれ且つ永久的ではないからである。反對に、生産手段の供給は出来る限り速かに増加されるであらう、而して準賃子は之れに照應して縮少するであらう。

論理的に押し詰めてゆけば、準賃子の學説は、貨物の市場價格とその正常價格との間の差額が、之れを調整するに或ひは長さ或ひは短き時日を要する一の不安定な利潤であると云ふに止どまる。此の問題は次篇に價值論を述べる際再論するであらう。暫く私は、土地自體の場合に於いて、需要の増加に對して耕作をば外延的に又は集約的に調整するのに時日が掛かることを認めてもよい。然かるるとき此の時日の間、正常經濟賃子以上のものが、自然的質に對して支拂はれるであらう、而して此の差額は即ち準賃子であらう。兎に角、此の場合に於いて類似の利益は疑はしく思はれる。私の意見では、大體上準賃子なるものは一種の景氣利潤である。

誤解を防ぐ爲め讀者に一言注意しなければならぬことは、今まで述べたる限りマーシャル教授と私との間の意見の相違が主として言辭上のものであり、又は高々のところ、分類と類似との一問題であると云ふこと之れである。だが斯かる問題は屢々重大な結果を有してゐる。

第七節 經濟賃子の進歩

産業の進歩が賃子の上に及ぼす影響の考察は之れを後段に譲る事にするが、併し先行の諸節に於て

私は明瞭な説明の爲めリカードの假設的な叙述を辿り來たつたのであるから、茲に一言の批評と説明とが必要であるやうに思はれる。リカードは、彼れの時代の影響を受けて、經濟賃子が騰高せんとする不斷の傾向ある事、然かも此の騰高傾向が人口の不斷の増加とヨリ劣等の土地への依頼又は一層多く費用の掛かる生産方法への依頼とに基く事を假定してゐる。換言すれば、先づ以て人口が増加し、斯くて起る需要の増加は一層大なる費用の生産方法を以て充足され、従つて賃子が騰高すると假定してゐる。此の事は、人口が主として田園的にして大部分農業に従事する若干の場合に於て現實に起るのを見る。然かれども、第一に、斯かる人口の増加が一般に地主の利益に反する事を認めなければならぬ。何故地主の利益に反するかと云ふに、土地の零細化は賃子をして消滅せしめるの傾向があり、且つ何等かの形態に於て救貧税を増加するの傾向あるからである。第二には、人口の増加が賃子を騰高せしめる傾向のあつたとき、それは一般に都市人口の増加であつた事、アダム・スミスの説明してゐる通りである(5)。第三には、歴史上に於て認める通り、一般に、限界の擴張を不可避的ならしめるものが人口ではなく、反對に農耕の改良が人口の増加を可能ならしめるのである。農夫はヨリ劣等の土地を有利に耕作することを知る、而してヨリ優良の土地に一層多くの資本を投ずる事を知る。増加せる賃子中、全く改良に基因する部分は無利潤賃子であるが、併し同時に經濟賃子が騰高し得る、而して事實經濟賃子は、生産物の價格が繼續的に下落するに拘らず、繼續的に騰高し得るのである。

5. Wealth of Nations, Bk. IV., Ch. IV.

第十五章 經濟史と經濟ユトピア

第一節 經濟史の實在性

經濟史は一定種類の事實の歴史にして、理論が事實を説明するに役立つ限り以外には、一定種類の意見や理論の歴史ではない。法律史や宗教史や藝術史や道德史から區別しての經濟史の正確な限界は一部分は採用さるゝ取扱方法に應じて變じ、また一部分は考察下にある時代及び國に應じて變ずる。丁度經濟學原論の取扱が或る程度まで著者の個性とその時代の精神とに依つて著色されなければならぬのと同じである。諸他形態の歴史や諸他の科學に於けるが如くに、證據は常に多かれ少なかれ不完全である。従つて新事實が明みに出されるとき、一の記述は訂正され易く又一の判断は轉覆され易い。だが中心的體度は完全に明瞭である。曰く、經濟史は過去の現實の状態を取扱ふものであると。従つて地質學に於けるが如くに、先導的假設が必要であり又時には事實の地盤を越えて推理を行ふけれども、然かも尙ほ新しい證據に對する不斷の且つ骨の折れる探求がなければならぬ。主たる危険は、豫め考へたる意見に對して有利に見える所の證據を餘りに容易に受け入れ過ぎることである。此の危険

を最もよく例證せるものは、原始社會を演繹的に再建設する多くの事例である。若し吾々の現在の知識を以て、第十八世紀に書かれたる此の種の歴史の若干に眼を投ずるならば、吾々は嘗に其れ等が不完全であることを發見する許りではなく、また其れ等が一般に眞理の正反對であることを發見する。斯く誤謬に陥り易いと云ふことは無論經濟史のみに特有なことではない。例へば原始宗教なり原始國語なりは現代に於いて同じく想像的基礎の上に建設されてゐる。此んな例を擧げんとすれば澤山ある。所謂自然科学なるものも亦同じ方向に於いて苦しんでゐる。また吾々は危険の單なる認知とヨリよき方法を適用せんと試みとが相似の誤謬から吾々を確保するに充分であると考へてはならぬ。凡ゆる推論の基礎は相違點と類似點との發見である、而して吾々が自然的に行ふ第一の比較は吾々自らの意見や欲求とである、而して外見上の合致は躊躇なく受け入れられる。然れども、諸科學は進歩的である。新しい事實は絶えず加はつて來る、従つて諸々の理論は榮枯盛衰する。而して近時進歩の最も著しきものは初期段階を取扱ふ諸々の歴史科學である。

第二節 經濟ユトピアの理想性

前節に於いて述べたる通り、吾々は過去の社會狀態を再建設するに當り動もすれば現在の社會狀態から演繹し易いのであるが、更に未來の理想社會を畫き出すと云ふに至つては、此の危険遙かに大で

ある。夫れ故に吾々の見るやうに、ユトピア(理想郷)を畫き出すの普通の方法は、現實の社會制度に於いて其の著者の是認する所のものを擴大し是認せざる所のものを滅し去り、以て結構中の足らざる部分は中心觀念と一致するやう勝手氣儘な補ひをなすこと之れである。有名な若干の場合に於いて其の理想郷が其の時代に對する諷刺として意圖されたものであるか或ひは後世に對する案内として意圖されたものであるか長く疑はれてゐるのである。

既に理想郷が斯くも容易に作られるのであるから、其れ等はさぞ様々な構造を呈示するであらうと一應は考へられるかも知れぬ。然かれども、想像が自然と比較して極めて制限された建設力をしか有してゐないと云ふことは自明の眞理である。人間は束の間の生命と微小な腦としか有して居らぬ。然かるに自然は悠久にして普遍である。げに表面上では諸々の理想郷は極めて多様なが如く思はれるけれども、併し其れ等を注意深く吟味するとき、吾々は多くの一致點を見出だすのである。其れ等は自ら漠然であり不明確であり幻影的にして、若し擬制人の誘人に依つて實在性を求める場合には、其の教訓的要素は假想話を破壊して仕舞ふ。理想郷が果して其の時代を越えて、即ち社會狀態の變化に依り意識的又は無意識的の諷刺が其の力を失ひし時代を越えて、尙ほ且つ公衆の上に勢力を有するかは疑はしい。公衆圖書館に就いて調べても、プレートー(獨逸讀みではプラトーン)の「理想國」やサー・トーマス・モアの「無何有郷」を借り出す者は極めて少數であらう。古きユトピアが讀まれ

る以上、そは一般に文學の一部として又は哲學史の一部として讀まれるに過ぎずして、經濟改革に對する實際上の案内として讀まれるのではなからぬ。

第三節 近世社會主義——説明

その計畫が想像の努力に基くのではなくして、歴史の綿密な研究と現實の狀態の觀念と批評とに基くと云ふことは、近世社會主義者の誇りである。彼れ等はその説論の基礎をば進化の學說に置くものにしてその調子は教訓的たるよりも寧ろ豫言的である。即ち社會組織の過去及び現在に於いて彼れ等は或る一定の傾向を發見するものにして、之れ等の傾向は時の經つにつれ發達して終ひに彼れ等の理想とする社會主義に進化すると云ふのである。此の種の社會主義は既に大なる文献を有してゐて、爲めに之れが一般的の叙述及び批評を試むるは危険であり又不公平であらう。同時に特定の一二の論著者を選出することは專斷的にして且つ本書の釣合とも調和しないであらう。次ぎに述ぶる簡單な記述は之れを、普通に社會主義的と見做され且つ確に近代であるが如き數多の著書をば閱讀して得たる印象としてとらなければならぬ。

先づ第一に、所謂科學的社會主義者の主張するところでは、近代産業制度の發達は資本の大集積を來たせるものにして、之れに照應して勞働に對する資本の支配力が増加してゐる。次ぎに彼れ等の主

張では、競争は直接間接に勞働の搾取と勞働の頽化とに導くものである。即ち直接には勞働者相互の競争が彼れ等をして必要勞賃を受諾せしめるからであり、而して間接には、資本家相互の競争が生産過剰と商業恐慌と一般産業の不安定とを來たすからである。更に彼れ等の主張では、富の分配に於ける不平等、及び社會の福祉に對する様々な貢獻者に與へられる報酬の不公平は、單に過去時代の特權や掠奪に基くに止どまらず、また現代の制度の必然的結果である。現代の制度たる資本家的生産制度は不斷の掠奪制度である。夫れ故に、例へば様々な現存形態の富を平等に分配する爲め、過去弊害の殘跡を矯正することは何等利するところがなからう。蓋し大資本と競争とを基礎とする全制度を破壊するに非ざれば、之れ等の弊害は直ちに再現するであらうと云ふのである。斯様な次第で、提議せる改革又は革命の中心觀念は國家をして資本——即ち土地及び凡ゆる生産要具——の唯一の所有者たらしめ、且つ競争に代へるに組織を以てすることである。彼れ等の考へるところでは、此の變遷は時の經つにつれ比較的容易となる。何故と云ふに、生産が或る一定の程度に到達して仕舞ふとき、必要な總ては競争的企業家の代りに經營官を任命することだからである。此の見解を支へる爲めに、社會主義者達は陸海軍の國家的制規や鐵道及び教育の國家的制規や政府の産業上の職能の増加やを指摘してゐる。洵に近年の若干の論著者は寧ろ彼れ等の社會主義をば社會の一定の且つ特定の再建設として叙述してゐるのではなくして、産業支配に於ける國家權力増大の一の傾向——此の傾向は様々な形態に於いて現

はれ得る——として叙述してゐるのである。

企業合同制度の急速な且つ廣大なる發達は、此の資本家的進化の見解を確證するものであり、且つトラストの國有が常に有利なるのみならず又不可避的であることを指示するものであると信ぜられてゐる。

第四節 近世社會主義——批評

近世社會主義の批評を試むるに先立ち、極めてあり得べき反對を免れることが必要である。場合の性質上、社會主義に附せられる意義は極めて伸縮的であり不限定的である。資本家的制度に反對の様々な主義結構の一切を覆ふ可き一の定義を與へることは不可能であらう。其一端には無政府主義者と虚無論者があり。而して他端には所謂基督教社會主義者がある。而して其れ等兩極端の間には無數の變態がある。夫れ故に、今對社會主義の批評を見て、それは自己の想像の創造物を攻撃するものにして眞の又は現實の社會主義を攻撃せるものではないとの非難をなすは容易である。此の種の反對に對して可能な唯一の回答は、觀念に對するには觀念を以てし假設に對するには假設を以てすると述べることである。だが茲に恐らく假定し得ることは、現在社會主義者が多少の程度の差はあれ兎に角組織を以て競争に代置し、國家管掌を以て個人的創意に代置し制規を以て契約に代置し、國有又は市有を

以て私有に代置せんと欲すること之れである。約言すれば彼れ等が權威の力を大いに擴張して個人力を制限せんとするものであると考へてよい。次ぎに述ぶる批評が適用され得るのは此の假定が正確なる限りに於いてである。

進歩的社會の經濟史を閱讀した一般的結果として茲に主張し得ることは、或る種の組織が最初は或る實際の必要を満足させ且つ有益な仕事をなしたけれども、併し其等の組織は悉く事情の變化に適應することが出来なかつた許りか、却つて社會の進歩を阻碍し且つ其の諸成員の利己的目的に對してその權力を利用することに依り、其れ等の組織は無用を通り越して有害となつたこと之れである。從來進歩の大動因は競争にして大なる妨礙物は舊組織の殘跡であつたと云ふも決して過言ではない。組織と上よりの支配との此の失敗は極めて顯著であり且つ極めて異なりたる事情の下に於いて認められるが爲め、就中吾々が歴史の教へを吾が現代に適用すべき場合に、極めて一般的な或る説明を求めんとするは自然である。

國家又は自治區又は國家内の共同體に課せらる可き新職能を絶えず要求しつゝある社會主義者其の他は、歴史上の實證に關して異なりたる二個の誤謬を犯し易い。第一には、彼れ等は最初僅かの間一の制度が活氣あり且つ合理的であつたとき、統制から得られた利益をば誇張すると同時に、自然な衰滅を故意に無視するのである。然かるに他方に於いて、競争や個人的自由に關しては、彼れ等は害惡

的の結果を誇張すると同時に利善的な結果を微化する。之れが即ち第一の誤謬である。第二は過去に於ける國家干渉の失敗を許容するも、然かも現在の事情は過去の歴史が警告の様式に於いてさへ殆んど教ゆるところない程に異なつて居て、従つて適用する可き制規の觀念は其れだけ正しく且つ有利であると考へることである。併し乍ら、過去に於ける多くの組織は目的の高潔性が缺如してゐた爲め失敗したのでは確かにない。中世期に於いて教會は現代の社會主義者が現にその實施を目的とせる主義の多くを強制せんと努め、且つ法律を問題とする限り其れ等の主義を強制したのである。就中教會は尊嚴と道德的訓練と勞働の神聖とを強説した。教會は如何なる形態に於ける利子をも許すことを拒んだ。教會は時其のもの及び死んだ資本其のものが毫も報酬を要求する權利なきことを教へた。同一の高潔な觀念に燃えて、教會はまた凡ゆる形態の投機を禁じた。教會は財貨の公正價格を定めて仲次人が不當の收獲を刈り入れるを防止するを以て目的とした。また教會は富者の豪華を禁じ、而して其の支部機關を通じて少年の教育や貧民の救済に莫大の金錢を費した。中世の教會はその目的の高潔に對して決して相應な讚美の報酬を受けてゐないのである。其の行ひたる害惡は追想されてゐるが、併し其の利善は忘れられてゐる。だが、人道に對する眞摯の熱誠と云ふ點に於いて、修道僧や教團僧の大僧團の本原の創設者に匹敵する者を見出すことは困難であらうこと毫も疑ひあり得ない。世界の心は近來教父ダニエンの生涯の記録を見て騒いでゐる。併し乍ら吾々は、中世期には英蘭の各都市に癩

病患者が居て、教團僧の最大僧團の一たるフランシス教團が就中之れ等の哀れなる被擯斥者を救済し慰める爲めに創設されたことを忘れてゐる。教養ある人間、然かも健康と若い血潮とに満ちた人間が見る影もない癩病患者と食を共にし且つ凡ゆる細點に至るまで其の恐る可き生活を分つた光景の叙述は歴史上此の上もない立派な繪である。中世期の基督教社會主義の失敗したのは目的の高潔ならざりしに由るに非ざることを何處までも強調すると同時に、人道を高唱する近代の宗教に對しては、それが訓練に於いて中世の熱誠に匹敵するを希ひ得る前に、先づ以てヨリ温い感情とヨリ廣い見解とを養ふ可きことを何處までも忠告しなければならぬ。

然かるにも拘らず中世の教會は巨大なる失敗であつた。而して丁度宗教上の方面に於て一の改革、然かもその本質が個人的判斷の權利であつた所の一の改革を必要とした如くに、經濟上の方面に於いても相似の革命が不可避的であつたので、然かも其の本質は同じく個人の自由だつたのである。團體に依る富と權威との獲得が其の團體をして本原の義務を忘れしめ且つ其が初め矯正の對象とせし利己主義及び無慈悲の凡ゆる弊害を現出せしめるに充分であつたと云ふことは悲しくも眞理であり、然かも歴史上常に繰り返されし眞理である。大宗教團體の運命は斯くの如きものであつた、而して同業組合や産業組織の運命は斯くの如きものであつた。

斯くも多數の形態に於ける且つ斯くも立派な制規的觀念をもつた多くの場合に於ける統制の失敗は

明かに極めて一般的な或る原因に基かなければならぬ。

利善の爲めの権力を増加し然かも同時に其の権力を悪用するの機会を増加せざることは不可能である。一の目的の爲めに許認されたる權威や一組の觀念の爲め蓄積されたる寄附金及び財産はタゞ表面上且つ外見上のみは本原の企圖に對して使用されるけれども、然かも其の本質に於いては、暫時の間現實の代表者の利己的目的の爲めに使用される。産業上の統制は最初は自己的な人間性の結果を防止するを以て目的とする。然かれども統制の職能を行使するものは人間でなければならぬが上に、熱誠や高潔な觀念は富や権力とは異なつて之れをその後継者に傳へることが出来ぬ。公正な法律の文字を強制するは容易である、然かれども其の法律の精神を維持するは至難の業と云はねばならぬ。また管に支部機關が人間にして権力を悪用し易いのみならず、また彼れ等は一大國民の發展を指導するの知識も先見も有して居らぬし且つ之れを有すること不可能である。無限の無知識と接戦することの出来る唯一の力は個人及び事情の無限の變化を有する自由の力である。されば、消極的に見るとき權威が失敗したのは其れが利己的傾向を抑壓する能はざりしが爲めであり、又自由が成功したのは其れが抑壓を目的とする代りに個人的努力に對して充分の活動範圍を與へたが故である。個人相互の競争は、一組の人間が他の人間をして服従せしめる所の一切の權威及び組織よりも、社會の進歩に對して貢獻するところ一層大であつた。

競争に含蓄される大經濟力は常に農奴や階級別の如き明白な弊害を破壊したるのみならず、また諸政府や諸宗教の塞ぎたる發展の道をも開いたのである。私は敢て、政府や團體が産業上の職能を有せぬと主張するのではない。寧ろ私は國家や労働組合や協同組合が利善の爲めの力を有することをば最も強調せんと欲するものである。親や雇主の憎む可き無關心や我慾から少年を保護するを以て目的とする工場條例は國家の有益な力を示すものである。労働組合は多くの場合に於いて、労働をして公正な掛引をなさしめるものにして、此の事たる労働組合なかりせば不可能である。且又労働組合はその成員をして新責任感を懐かしむべく努めてゐる。他方協同組合に關しては、寧ろ其の成員の多からず従つて組合の大ならざるを歎ずるの聲は最も屢々聞くところである。

併し乍ら、吾々は或る形態の自發的又は強制的組織が有益たり得ることを許容すると同時に、行動の自由と運動の自由とが産業發展の本質的條件たることを何處までも忘れてはならぬ。

第五節 近世社會主義——特別批評

精神論者の工夫を説明せよと云はれるとき、精神が重要な如何なるものを啓示しても彼れ等は早速必要な時間を犠牲にすると答へるのが科學者の常である。經濟學者も、明かに實行不可能なる多様形態の國家社會主義に對して相似の態度を取ると云つて非難されるかも知れぬ。だが之れ等の計劃と現

社會制度とを對照するは若干の利益がある。先づ第一に、若し國家が分配を統制すべきものならば、それは又生産をも統制しなければならぬこと明かである。即ち國家は職業の種類や労働時間や仕事と住居との場所を決定しなければならぬ。而して簡単に云へば、産業の主動脈及び最小の毛細管を通じて其の權威力を均等に循環させなければならぬ。複雑な分業制度の下に於て如何にして斯かる程度の組織が達成され得るかは之れ絶對的に考ふ能はざることである。變化の大きさは恐らく貨幣使用の廢止に對する普通の提案から最もよく認められるであらう。試みに一大國の營業が貨幣や價格を用ひず如何にして實行さるべきか、様々な種類の労働の社會に對し價値は如何にして測定さるべきか、消費され得る貨物や消滅する勤勞の相對効用は如何にして計算さるべきかを考へて見るがよい。然かるとき彼れは貨幣の廢止が論理上分業の廢止に終ることを直ちに發見するであらう。此の豫想は、自分達の論説が歴史の傾向や現實の進化行程に基礎を置くものなりとの社會主義者の要求に對し強い光を投ずる。蓋し既に詳細説明した通り、産業進歩の主たる特質は貨幣使用の不斷の擴大であつた。だが眞實のところ社會主義は更に一層致命的に史的發展に反してゐる。何故と云ふに其は進歩の最廣原則たる「身分への契約代置」を逆にするを以て目的とするからである。また現在の勞資間の關係に就いての社會主義者の想定も亦誤つてゐる。活きた労働に對する死した資本の暴虐と云ふ觀念は全く非實在的である。活きた資本なき死した資本なるものは全く無力である。然かも活きた資本は人間の腦と心とに

貯へられてゐる。英國の死した資本に對する純正の利子、即ち取締の勞賃から區別しての純正利子は年總所得の恐らく三分の一にも満たないであらう。然かも其の多くは高度に専門化したる種類の過去労働に基くものであつて、此の労働たる遙かに大なる程度に於いて社會を益したのである。近代の制度が極貧の一大階級と極富の一小階級とを作る傾きありとの觀念は眞理の逆である。中流階級が相對的に最大であり、且つ不熟練労働者に對する熟練労働者の割合が最高であるのは、競争の原則が最高度に實施されてゐる國に於いてである。だが、嘗に社會主義は過去状態及び現在状態の誤れる見解に立脚せるのみならず、またそれは人類の心を矮化し其の元氣を挫くが如き理想を建てるものである。人口の原理は程なく擡頭するであらう。然かも此の反對たるや新しからざるが故に其は堅實ならずとは云へぬ。就中個人の自由は壓殺されるであらう。而して之れと共に、自己依頼や獨立や企劃も亦壓殺されるであらう。若し實行されるとすれば、國家社會主義はタ、國家的貧困に終る許りであらう。

—分配論終り—

大正十五年十月十二日印刷
大正十五年十月十五日發行

(分配圖)
【定價金二圓三拾錢】



譯述者

鷺野隼太郎

發行者

東京市本郷區上富士前町七三
由良弘

印刷者

東京市麹町區飯田町二丁目六八番地
桑山辰治

發行所

東京市本郷區
上富士前町七三

富文堂

振替東京四九〇三番

著 ソルコニ・ドルーシ
述 譯 郎 太 年 野 蒼

冊四全 論 原 學 濟 經

生 産 論

定價二圓三十錢 送料十八錢

緒論……………第一章 効用……………第二章 生産……………第三章 消費……………第四章 自然……………第五章 勞働……………第六章 資本……………第七章 分業……………第八章 大規模生産と小規模生産……………第九章 大農と小農……………第十章 収益遞減の法則と収益遞増の法則……………第十一章 人口の原理……………第十二章 物質的資本の増大

交 換 論

十一月中旬刊行

動 態 論

十二月中旬刊行

終